

# 快適トイレ設置工事実施要領(土木工事及び配管工事)

令和8年4月1日 制定

## 1 趣旨

本要領は、広島市水道局発注の土木工事及び配管工事における建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)を設置する工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象工事

広島市水道局が発注する全ての土木工事・配管工事を対象とする。

ただし、純工期(施工に必要な実日数+不稼働日数)が1か月未満の工事は対象外とする。

## 3 快適トイレの設置

(1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で設置することを標準とする。

(2) 受注者は、次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。

なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

### 【快適トイレに求める機能】

ア 洋式便器

イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)

### 【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス(女性専用トイレには必ず設置)

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### 【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)

ス 擬音装置(機能を含む)

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

#### 4 実施方法

- (1) 「快適トイレ設置工事」の発注方式は、契約締結後、受注者の希望により「快適トイレ設置工事」を実施する「受注者希望型」とする。
- (2) 発注者は、特記仕様書に「快適トイレ設置工事」である旨を明記する。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督職員へ提出する。
- (4) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを、現場において確認する。
- (5) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告する。
- (6) 受注者は、快適トイレの設置ができない場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員へ提出する。

#### 5 費用

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。
- (2) 設計変更時に計上する費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上する。  
男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする(102,000円/2基・月が上限)。  
なお、計上する期間は、実際に設置した期間とし、見積書(月極賃料又は日極賃料)に応じて月単位又は日単位で計上するものとする。  
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用(見積書)から10,000円(従来品)を除いた額であり、従来品とは、共通仮設費(率分)の営繕費に従来から計上されているものである。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上可能とする。
- (4) 運搬・設置・撤去に係る費用は共通仮設費(率分)に含む。
- (5) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率分)を想定しており、積上げ計上しない。現場環境改善費(率分)の計上について、現場環境改善費(率分)の計上条件である、項目及び内容の設定において、快適トイレは対象外とする。ただし、快適トイレ以外で、項目及び内容の設定を満たす場合、「積算上の差額」から「積算で計上する費用」を除いた価格を現場環境改善費の概算額に含むことができる。
- (6) 工事現場に新たに快適トイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

#### 6 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。